

10月から
義務教育就学児医療費
助成制度（子医療証）の
所得制限が緩和されます

義務教育就学児医療費助成制度（子医療証）は、市内に住民登録のある小学1年～中学3年生（9年4月2日～18年4月1日生まれ）の児童を対象に保険診療の自己負担分の医療費を助成する制度です（通院1回につき200円分のみ自己負担あり）。

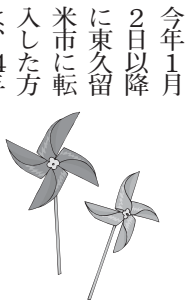
今回の所得制限緩和に伴い、現在子医療証を受給していない家庭に8月下旬に申請書を送付しました。助成対象となる

新しい乳・子医療証を
送付します

現況届を提出し資格を更新した方に、10月1日以降に使用

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

判定は所得額で行います。収入額は、給与所得控除額等相当分を加算した額です。
※所得制限額に加算する金額
○老人扶養親族1人につき 6万円
○6人目以降1人増すごとに 38万円
※所得額から控除できる金額
○社会保険料相当額 一律8万円
○雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額
○障害者控除額 (普通)27万円 (特別)40万円
○寡婦・寡夫控除額 (普通)27万円 (特別)35万円



今年1月2日以降に東久留米市に転入した方は、24年1月1日在住の市区町村長の発行する「平成24年度（平成23年分）所得証明書」
【申請方法】9月12日（水）までに、同封の返信用封筒で郵

送により提出してください。※期限までに書類を提出し、認定になると、10月1日から医療証を9月末に郵送します。提出日が過ぎても申請できますが、申請日が10月以降になった場合、申請月の1日からの資格になりますので、ご了承ください。

日をもつて資格消滅となる方には、受給資格消滅通知書を送付します。

子ども手当認定請求書をご提出ください

昨年11月に送付している「子ども手当認定請求書」が未提出の方には、「児童手当・特例給付現況届」を送付していません。当初3月末までの申請期限が9月末までに延長されました。申請期限を過ぎると23年10月以降の手当が受給できなくなりますので、未提出の方は忘れずに提出してください。



所得超過について

義務教育就学児医療費助成には所得制限があります。24年度所得超過により、9月30

私立幼稚園等
就園奨励費・保護者補助金
の申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など（学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設）に通園させている保護者を対象に「私立

幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。

6月から各幼稚園を通して申請を受け付けていますが、まだ申請をしていない方は早めに手続きをしてください。また、最近市外から転入した方で、前住所地で手続きを行ったという方も、改めて東久留米市に対して申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7735 へ。

防災行政無線などを用いた、
全国瞬時警報システム（J-ALERT）
の全国一斉試験が実施されます

緊急情報を人工衛星を用いて瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関し、情報伝達体制について万全を期すために、全国一斉の試験が行われます。

【日時など】9月12日（水）午前10時と10時半の2回

【内容】内閣官房からの情報配信を受けて、市の防災行政無線から次の順で自動的に放送されます。「これは試験放送です」（3回）→「こちらは防災東久留米です」→チャイム
詳しくは防災防犯課 ☎470・7769 へ。

介護福祉情報

認知症について正しい知識を学びませんか
～サポーター養成講座を開催します～

認知症サポーターとは、認知症について正しい理解を持ち、地域で生活している認知症の方やその家族の方を温かく見守り、自分にできる範囲で支援する方をいいます。資格取得の講座ではありません。認知症サポーター養成講座は全国的に展開されています。受講した方には、認知症サポーターの目印「オレンジリング」を差し上げます。

「東久留米市介護保険高額介護サービス費等資金貸付制度」の貸し付けの対象範囲が広がります

介護費用の支払いが困難な方を対象とした「東久留米市介護保険高額介護サービス費等資金貸付制度」の貸し付けの対象となる保険給付が広がります。従来は高額介護（予防）サービス費のみが対象でしたが、10月1日から、「介護予防」住宅改修費」および「介護予防」福祉用具購入費」が加わります。詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777（内線2555）へ。

家族介護者教室を開催します

自宅で高齢者を介護している家族の方を対象に、安心して介護を続けられるように、基礎的な知識や技術を習得するための初心者向けの教室を開催します。

今回の教室では、言語聴覚士による「飲み込み」の講演を行います。「噛む」「飲み込む」ことについて、食事介助

講じたことがない方

【定員】50人
【申し込み方法】9月18日（火）までに、電話またはファクスで中部地域包括支援センター ☎470・8186、ファクス470・8188へ
詳しくは同センターへ。

東久留米消防署からのお知らせ

○応急手当体験コーナー
▼日時 9月9日（日）
午前10時～午後3時 ▼会場 スポーツセンター
事前の参加申し込みは不要、当日直接会場へ。

○普通救命講習

▼日時 9月15日（土）
午前9時～正午 ▼会場 東久留米消防署3階会議室
定員 先着40人 ▼費用 1,400円（教材費）

○24年度自衛消防訓練
審査会・発表会

▼日時 10月12日（金）
午前10時～午後1時 ▼会場 一般財団法人機械振興協会技術研究所敷地内（八幡町1ノ1ノ12）
詳しくは東久留米消防署 ☎471・0119 へ。



国民年金

「わたしと年金」
エッセイを募集します

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」とし、国民の皆さんに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で

市消費者センター

高齢者被害特別相談を実施します

【日時】9月12日（水）～14日（金）の午前10時～正午、午後1時～4時
【会場】市消費者センター
【実施形態】電話相談・対面相談（いずれも予約不要）
※通常の消費者相談も行っています。
詳しくは同センター ☎473・4505 へ。

多重債務110番を実施します

市消費者センターでは9月の2日間、「多重債務110番」を実施します。多重債務でお困りの方は、一人で悩まずに相談しましょう。また、多重債務相談はこの期間以外でも受け付けています。詳しくは同センター ☎473・4505 へ。